

## 魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>魚介類の名称のガイドライン一部改正案について</b>	
<b>&lt;学名表記に関する御意見&gt; (1件)</b>	
<p>・エビ類の学名表記について、従来、クルマエビ科のエビ類の多くは <i>Penaeus</i> 属として分類されていましたが、近年では、<i>Fenneropenaeus</i> (コウライエビ) 属、<i>Marsupenaeus</i> (クルマエビ) 属、<i>Metapenaeus</i> (ヨシエビ) 属等に細分化されるのが一般的となっており、現在 <i>Penaeus</i> (ウシエビ) 属に分類される種はウシエビ、クマエビ等数種に限定されるのが一般的になっているかと思えます。</p> <p>今回の(別表1)の改正案では、クルマエビ、コウライエビの学名が旧分類の「<i>Penaeus</i> 属」に戻されている他、(別表2)でも <i>Penaeus</i> 属の呼称が多用されていますので、確認が必要ではないでしょうか。</p>	<p>この度の改正案作成に係る検討会において、学識経験者に確認していただき、<i>Penaeus</i> 属から分割された属階級分類群については、それらを含むした単系統群である <i>Penaeus</i> 属に属位を与えるのが最新の分類体系とされました。</p> <p>このことを踏まえ、当ガイドラインにおいて、今回整理したところです。</p>
<b>&lt;一般的名称例に関する御意見&gt; (5件)</b>	
<p>・トヤマエビの一般的名称例について、一般的名称例に「タラバエビ」、「ボタンエビ(トヤマエビ)」と記載されていますが、呼称として地方名の「ボタンエビ」が定着しており、「(トヤマエビ)」の付記は不要であると考えます。</p>	<p>別種として「ボタンエビ (<i>Pandalus nipponensis</i>)」という標準和名の別種が存在することから、今回、当ガイドラインにおいて、一般的名称例に「ボタンエビ(トヤマエビ)」としたところです。</p>
<p>・ヒラツメガニの一般的名称例について、一般的名称例で「マルガニ」と記載されていますが、「ヘラガニ」と呼んでいる地域も多いため、追記を検討してほしい。</p>	<p>当ガイドラインは、「魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、食品表示基準に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」です。</p> <p>このため、当ガイドライン別表の標準和名又は一般的名称例に記載のない名称であっても、国語辞典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表</p>

	示することも差し支えありません。								
<p>・（別表2）に記載のエビ類の多くの品種において「左欄に代わる一般的名称例」から「エビ」の呼称が削除されましたが、これらについてはガイドライン「1②複数の魚介類の総称の表示」に従い、種名の表示が困難であり、又は消費者の商品選択にとって有用でない場合は、総称として引き続き「エビ」の呼称を使用できるとの認識で宜しいでしょうか。（2件）</p>	<p>複数の種に同一の総称を使用することについては、形態や品質の差が判然ではない等の理由から、種名の表示が困難であり、又は消費者の商品選択にとって有用でない場合は、総称である「エビ」の呼称を使用して差し支えありません。</p>								
<p>・（別表2）の「海外漁場魚介類及び外来種の名称例」について、本来の通称からかけ離れた”左欄に代わる一般名称名例”が目立ちます。</p> <p>特にかに関係の <i>Lithodes santolla</i>, <i>Lithodes maja</i>, <i>Lithodes aequispinus</i> については、「いばらがに」に準ずる標準和名が設定されているのならば、<i>Paralithodes camtschatic</i> の英名通称であるキングクラブが使われるのは不自然で、<i>Lithodes turritus</i> の英名通称であるブラウンクラブもしくはブラウンキングクラブと「ブラウン」を記載すべきだと思います。「キング」を使用することは、一般消費者から見た場合、優良誤認になるのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘いただいた種については、国際的に広く認められているデータベースにおいて、英名を以下のとおり確認し、一般名称例として採用したところでは、</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">学名（種名）</th> <th style="text-align: left;">英名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><i>Lithodes santolla</i></td> <td>⇒ Southern king crab</td> </tr> <tr> <td><i>Lithodes maja</i></td> <td>⇒ Norway king crab</td> </tr> <tr> <td><i>Lithodes aequispinus</i></td> <td>⇒ Golden king crab</td> </tr> </tbody> </table>	学名（種名）	英名	<i>Lithodes santolla</i>	⇒ Southern king crab	<i>Lithodes maja</i>	⇒ Norway king crab	<i>Lithodes aequispinus</i>	⇒ Golden king crab
学名（種名）	英名								
<i>Lithodes santolla</i>	⇒ Southern king crab								
<i>Lithodes maja</i>	⇒ Norway king crab								
<i>Lithodes aequispinus</i>	⇒ Golden king crab								
<b>&lt;使用できない名称例に関する御意見&gt;（1件）</b>									
<p>・「標準和名：アフリカオオエンコウガニ、(学名： <i>Chaceon maritae</i>)」の「使用できない名称」に「ズワイガニ」のほかに「マルズワイガニ」を併記することを望みます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>この度の改正案作成に係る検討会において、「マルズワイガニ」は、缶詰の商品名及び通関手続き時に使用されている実態があることから、使用できない名称例としては適当でないとされたところでは、御意見として参考とさせていただきます。</p>								
<b>&lt;今後の見直しに関する御意見&gt;（1件）</b>									
<p>・今回募集の改正事項についてはありませんが、下記の事項について、改正のご検討をいただけますようお願いいたします。</p> <p>1 （別表1）の国産の生鮮魚介類の名称例の「標準和名：チョウセンハマグリ（一般的名称例：ハマグリ、学名：<i>Metatrix lamarckii</i>）」と「標準和名：ナミガイ（一般名称例：シロミ、学名 <i>Panopea japonica</i>）」の間に罫線が引いてありません。</p> <p>「ハマグリ」と「ナミガイ」は学術名の属名が異なり、形状も異なる貝ですので、以前、水</p>	<p>御意見ありがとうございます。御意見として参考とさせていただきます。</p>								

<p>産庁の WEB サイトに掲載されていたガイドラインに罫線が引いてあったように罫線を引いてあるほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>2 (別表 2) の海外漁場魚介類及び外来種の名称例の「<i>Spisula solidissima</i> (一般的名称例：アメリカウバガイ、アトランティック・サーフクラム、カナダホッキガイ)」の「使用できない名称」欄に「ホタテガイ」と記載されていますが、この「使用できない名称」欄には、以前、水産庁の WEB サイトに掲載されていたガイドラインに記載されていた「ウバガイ、ホッキガイ」を記載するのがよいのではないのでしょうか。</p>	
<p><b>&lt;その他の御意見&gt; (2件)</b></p>	
<p>・事業者の混乱を招かぬよう、今回の改正により魚介類の名称の一般ルールの考え方に変更が生じるものではないことや改正の意図について、ガイドライン又は食品表示基準 Q &amp; A に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>当ガイドライン別表の標準和名又は一般的名称例に記載のない名称であっても、国語辞典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できることや、今回のガイドラインの経緯について、食品表示基準 Q &amp; A に追記を行いました。</p>
<p>・魚類の新標準和名の提唱手順について、現時点での対象は、「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」に記載の通り魚類のみとなっていますが、「甲殻類」も範囲に含まれるよう改正される予定でしょうか。</p> <p>&lt;ご参考&gt;</p> <p>「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」  <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/assets/food_labeling_cms101_200727_03.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/assets/food_labeling_cms101_200727_03.pdf</a></p>	<p>令和 2 年 7 月 16 日に、一般社団法人日本魚類学会の協力を得て、事業者が消費者庁を通じて、魚類の新たな標準和名を提唱することを可能とする手続きとして、「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」を整備しました。今後、魚類を除く魚介類について、関係する学会等又は学識経験者の協力を得られることとなった際には、提唱手順のスキーム構築を検討してまいります。</p>